

事務局よりの お知らせ



令和6年10月1日 (公社)野田市シルバー人材センター

TEL 野田事務所 04-7125-2300

関宿連絡所 04-7196-2558

URL <https://www.sjc.ne.jp/noda/>

9/17 現在 会員数 762名(男性 574名 女性 188名)

■10月はシルバー人材センター 事業普及啓発促進月間！

毎年10月はシルバー人材センター事業普及啓発促進月間です。シルバー事業をより多くの方に周知するため全国のシルバー人材センターが、ボランティア活動や地域のイベントへの参加などを普及啓発活動を展開しています。当センターにおいても、奉仕活動や市報への掲載、公共施設等へのチラシ設置等シルバー事業を広めるためPR活動を行っております。会員の皆様もシルバー人材センターの魅力を多くの方にアピールしていただきシルバー事業PRのご協力をお願いいたします。秋の奉仕活動につきましても現在検討しておりますが、詳細等決まりましたらホームページ等で、ご案内いたします。よろしくをお願いいたします。

■Smile to Smileについて

前月、会員様に Smile to Smile の案内とログイン ID 等の書類をお送りいたしました。会員さんより、スマートフォンやパソコンを持っていないという問い合わせがありました。Smile to Smile は、当センターからのサービスの一環であり、当センターの情報を会員様が自身のスマートフォンやパソコンでいつでも閲覧できるというものであります（メールのやりとりはできません）。ですので Smile to Smile の利用のためだけにスマートフォンやパソコンを購入するという必須のものではありませんのでご安心ください。

■フリーランス新法の施行にともなって

令和6年11月よりフリーランス新法（通称）という制度が施行されますが、その影響により今後はセンターから就業している会員さんへ仕事をお願いする都度、以下のような仕事内容を随時、明示しなくてはなりません。

- ① 発注者と会員の名称・氏名など ② 業務を委託した日 ③ お願いする仕事の内容
④ 就業場所 ⑤ 就業する日又は期間 ⑥ 報酬（配分金）の額又は支払期日

注意！報酬額（配分金）は見積金額（主に単発（植木剪定、除草、表具等）のお仕事）、契約金額（主に継続（公共や民間関連等）のお仕事）であり、実際就業した後の配分金支払い額ではありません。

明示の仕方としては、「就業条件明示書」というものを Smile to Smile を通して閲覧できるようになります。尚、スマートフォンやパソコンをお持ちでない会員様で「就業条件明示書」を閲覧したい方は、ご連絡いただければ後日お渡しいたします。現在、そのような方向で進めさせていただいております。この件に関しては今後もこの「お知らせ」よりご連絡させていただきます。

入会説明会募集中！ お知り合いを紹介してください！

- 【日 時】 10月9日（水）午前9時30分開始（時間厳守）
【場 所】 シルバー人材センター 野田事務所 要事前申し込み
【備 考】 詳しくは野田事務所もしくは関宿連絡所まで

配分金支払日

- 9月分 10月31日(木)**
就業報告書は早め(月初め3日までに提出してください)